受理官庁 ＳＶ	国立登録センター（ＣＮＲ） （エルサルバドル）	附属書 Ｃ ＳＶ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	エルサルバドル	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語[1]	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	上述した言語と同じ[2]	
紙形式について受理官庁が要求する部数	３	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？[3,4,5]	認める。受理官庁はｅＰＣＴ出願による電子出願を認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか，認める場合にはいずれの形式か（ＰＣＴ実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（ＰＣＴ規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め，それを国際事務局に送付するか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則26の2.3）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	国立産業財産機関（チリ），欧州特許庁又はスペイン特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	国立産業財産機関（チリ），欧州特許庁又はスペイン特許商標庁	

［次頁に続く］

1 出願人は，選択した管轄国際調査機関によって，対応する言語による翻訳文（附属書Ｄ参照）を提出しなければならない場合がある（ＰＣＴ規則12.3）。

2 受理官庁はＰＣＴ規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。

3 国際出願が，実施細則第７部及び附属書Ｆの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。

4 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には，実施細則附属書Ｃに従い，すなわちＷＩＰＯ標準ＳＴ.26ＸＭＬフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合，その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（ＰＣＴ規則19.4(a)(iiの2)）。

5 関連する受理官庁の通告については，2020年5月22日付公示（ＰＣＴ公報）99頁以降参照。

ＳＶ　国立登録センター（ＣＮＲ）（エルサルバドル）（続き）　ＳＶ

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル（USD）
送付手数料	な　し[6]
国際出願手数料[7]	USD　1,456
30枚を超える１枚ごとの手数料	USD　16
減額（手数料表第４項に基づく）：	
電子出願（文字コード形式による願書）	USD　219
電子出願（文字コード形式による願書，明細書，請求の範囲及び要約）	USD　328
調査手数料	附属書Ｄ（ＣＬ），（ＥＰ）又は（ＥＳ）参照
優先権書類の手数料（ＰＣＴ規則17.1(b)）	USD　30
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がエルサルバドルに居住している場合 要　，出願人がエルサルバドルの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	エルサルバドルで登録されている代理人
委任状の提出要件の放棄[8]	
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない

6　ただし出願人は，国際出願の写しを国際事務局及び国際調査機関に送付するために適用される郵送料を支払う。

7　この手数料は，一定の条件が適用される場合に90％減額される（附属書Ｃ（ＩＢ）参照）。

8　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。